

# 社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 情報公開規程

## ( 目 的 )

第 1条 この規程は、葛飾区情報公開条例(平成4年葛飾区条例第30号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会(以下「社協」という。)が管理する情報の公開の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## ( 公開の実施 )

第 2条 社協が管理する情報の公開(以下「情報公開」という。)の実施については、この規程に定めるものを除き、条例その他の諸規程により葛飾区長が管理する情報の公開の例による。

## ( 葛飾区長等の意見の聴取 )

第 3条 社協は、情報公開の請求に係る情報が、葛飾区長その他の条例第2条第1号の実施機関により作成されたものであるときその他必要があると認めるときは、当該実施機関の意見を聴くものとする。

## ( 救済手続 )

第 4条 情報公開の決定に関し不服があるものは、社協に対し不服申立てをすることができる。この場合において、社協は、社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て当該不服申立てについて決定しなければならない。

## ( 審 査 会 )

第 5条 前条の規定による社協の諮問に応じて審査するため、社協の会長の諮問機関として審査会を置く。

2. 審査会の組織及び運営については、条例第13条に規定する葛飾区情報公開審査会の例による。

## 付 則

### ( 施行期日等 )

1. この規程は、平成13年 7月 1日から施行する。
2. この規程は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に作成し、又は取得した情報について適用し、施行日前に作成し、又は取得した情報については、社協において定めた保存年限が長期であるもの及び電磁的記録であって、整理の完了したものから適用する。